

茂原市まちづくり条例策定協議会 第8回会議 概要

開催日時	平成26年8月26日(火) 13時～
開催場所	茂原市役所5階502会議室
出席者	協議会委員18名(うち2名所用のため欠席) 事務局(鶴岡企画政策課長、平井企画政策課長補佐、風戸企画政策課主査、 荻込企画政策課主事)
会議次第	1.開会 2.議題 (1)提言書項目の検討について ・第4章 市民自治の仕組み ・第5章 協働 (2)その他 3.閉会
会議要旨	2.議題 (1)提言書項目の検討について
事務局(企画 政策課長) 関谷会長	<ul style="list-style-type: none">・13時現在の出席者は14名。定足数に達したため、会議は成立した。・ここからの進行は関谷会長にお願いする。・本日も、16時を目途に、議論を重ねてまいりたい。・前回は、第4章に入り、特に自治会や地域活動の現状についてお話をいただきながら、併せて、いろいろな団体が横につながる形としての「地域まちづくり協議会」を新たに組み入れていってはどうかということについて、議論をいただいた。本日は、他市の事例等も確認しながら、さらに議論していただきたい。また、第5章の「協働」にも議論を進めてまいりたい。
事務局(企画 政策課主査)	<ul style="list-style-type: none">・あらかじめ送付された資料について、事務局より説明をお願いしたい。・本日の資料は、あらかじめお送りした「第7回協議会の論点の整理」、「地域まちづくり協議会について」、「傍聴者からの感想」である。・傍聴者の皆様には、これに加えて、提言書を抜粋した資料と、感想等記入用紙をお配りした。・初めに、「第7回協議会 論点の整理」について。前回の協議会の終盤において、関谷会長に交通整理をしていただいたので、第4章の論点の整理を作成した。本日は、この論点を中心に、第4章について議論を進めていただければと思う。・次に、「地域まちづくり協議会」について。前回の協議会において、「地域まちづくり協議会」についてのイメージを、協議会の委員各位で共有していただくため、モデル的なものをお示しするということになり、関

谷会長と相談し、事務局において取りまとめを行った。

- 初めに、香取市の事例だが、まちづくり条例が平成 23 年 3 月に施行され、その中に住民自治協議会、市民活動支援センター、地区担当職員制度、市民協働専門家委員会などが位置付けられている。
- 住民自治協議会は、まちづくり条例の第 6 条第 1 項に規定されており、市に申請をして、登録されたものが「協議会」として活動することになっている。
- その下に、千葉日報の新聞記事を引用させていただいたが、時期的に、ちょうど東日本大震災の発生と前後しており、いわゆる「地域力」、地域の力が見直されたということもあり、現在は 17 の小学校区で協議会が組織されているということである。この記事では、八都（やつ）小学校区のまちづくり協議会の設置について紹介されている。
- 資料の 2 ページ中段に、香取市ホームページから抜粋した図をお示ししたが、支援センター、住民自治協議会、地区担当職員の位置付けが示されている。
- 図の右上にあるように、自治会や NPO、市民活動団体、企業、PTA、地域住民などが、個々としてはそれぞれの領域で活動しながら、協働の部分で横につながり、福祉や防災、環境などのグループをつくって、地域の課題に対処していくというような仕組みになっている。
- 「地区担当職員」は、職員がそれぞれ抱えている本来の業務のほかに、出身の小学校区など、ゆかりのある地域を担当し、住民自治協議会単位で 4~6 人のチームを組み、業務に支障のない限り、協議会の会議に出席したり、イベントに参加したりしている。
- 支援センターは、香取市の合併前の旧市町村である佐原、小見川、山田、栗源の 4 か所に設置されているとのことである。
- 次に、愛知県一宮市については、自治基本条例の中に「地域におけるまちづくり」という項目が設けられている。
- 地域づくり協議会は、一宮市のホームページによると、「統合された地域への交付金・委託金の受け皿になるなどの新しい地域自治の仕組み」であり、今まで別々に活動していた地域の団体が、「連区」という単位の協議会で一つのテーブルに着き、地域のことを一緒に考えて実行するものであると説明されている。
- 図でお示ししたが、今まではそれぞれ頑張っていた団体が、ゆるやかな連合体をつくり、似たような事業を整理して、それでできた余力を使って新しい事業に取り組むなどのことができるようになっている。
- 「提案事業交付金」については、地域づくり協議会で話し合っただけの良いアイデアが出た場合に、市から事業費として一時的・集中的に資金を投下することにより、効果を挙げていく仕組みであるとのことである。
- 次に、三重県伊賀市の事例であるが、自治基本条例の中に、住民自治協

議会、地域振興委員会などがうたわれている。

- 住民自治協議会は、地域に住むあらゆる人が自由に参加でき、地域の課題を話し合い、解決できる場として、地域住民により自発的に設置されるものとされている。自治会（区）というヨコと各種団体のタテのつながりにより、総合的なまちづくり組織にするということがポイントとして挙げられている。
- 伊賀市ホームページでは、この協議会制度の立ち上げの経緯が示されている。自治基本条例が公布・施行されて5年後に、自治組織に関する懇談会が行われた。そこで得られた意見等を参考に、自治組織のあり方検討委員会が設置され、「自治組織のあり方に関する報告書」が提出された。報告書には、自治会と協議会のあるべき姿、行政との関係などが盛り込まれ、それらを受けて自治基本条例が改正されたとのことである。
- 地域包括交付金については、補助金や委託料として支出していたものを「包括交付金」として協議会へ交付し、地域の実情に応じて、優先的な課題に主体的に取り組むことができるようになったとされている。
- 地域担当職員制度については、本庁及び各支所に地域担当職員を置き、主には地域と行政のパイプ役としての役割を果たすとされている。
- お手元に、「第7回協議会 論点の整理」という資料をご用意いただき、ご覧いただきながら議論をお願いしたい。
- 第4章は、提言書では「市民自治の仕組み」となっているが、地域自治や地域づくりなど、文言はおいおい詰めていくとして、主には地域や地域コミュニティのあり方をどのように規定するかというのが、基本的な趣旨となっている。
- 第14条が「まちづくりと地域コミュニティ」となっているが、前回もご議論いただいたように、地域においてもさまざまな活動団体、担い手として、自治会やNPO、ボランティア団体があり、前回の会議では、そこに事業者も加わるべきではないかという話があった。
- 歴史的な経緯を申し上げれば、自治の推進役は明らかに民間企業、もっと古い時代から言うと商人であった。商人たちが、自分たちの自由を守り、自分たちの地域を盛り上げていくというところから、自治の精神が徐々に醸成されていき、いろいろな連携が繰り広げられていった。
- 日本の場合では、例えば堺の商人文化ということがよく言われるが、一般的には多くない。それに対して、欧米諸国の自治の歴史をひも解いていくと、明らかに行政よりも商人、市民ベースの方々がそれをけん引している。それを今日的に言いなおすと、このような「多様な主体」という言い方になる。事業者や企業等も含めた多様な担い手ということを、想定しておいた方がいいと思う。
- 多様な集団を「地域コミュニティ」と定義づけるとしているが、このような定義づけでいいのかどうかというのが、論点として挙げられる。そ

関谷会長

それを踏まえた上で、育成・支援を市の役割として定めているのが第 15 条になっている。前回の論点としては、市のみが育成・支援にあたるということではなく、市民もお互いに切磋琢磨する、相互に支援し合う、学び合うなど、横の関係性の中で、育成・支援がひらかれており、むしろ、そこをどんどん膨らませていくことが「自治」であり、コミュニティの活性化につながるという議論も出てくると思う。

- 第 16 条が、事務局から事例を紹介いただいたが、「地域におけるまちづくり」として、地域まちづくり協議会を規定している。自治体によって、基礎単位はいろいろあるが、多いのは小学校区や中学校区、場合によっては地区社協の単位など、それぞれの自治体で歴史的に継承されている地域である。
- 先日伺った東金市では、地区割りが既に固まっている。それをベースに、地域でも、行政とのやり取りでも、さまざまな取り組みが蓄積されてきた。そのような歴史的な経緯、流れの中で、ある程度共有されている地区割りがあれば、それをベースにするということも考えられる。
- 後は、それぞれが微妙にずれるなどの中で、どのような区割りが必要かという、やや技術的な問題が一方ではあるが、広い意味で一定の地区を想定し、その地区単位で、前回も確認したような横のつながりを積極的につくっていく。
- どうしてもコミュニティが縦割りになりがちの中で、自治会は自治会、社協は社協、PTA は PTA というように、それぞれが自己完結して取り組みがなされがちであるが、どの団体も今、高齢化や特定の方々への負担の集中、活動内容の枯渇など、いろいろな問題が出てきている。そのような中で、お互いをどう補完し合うか。さらに言えば、単独の団体でやれることがあればそれでいいが、横のつながりをさらに強めることで、もっといろいろなことに取り組んでいくということはどう仕掛けていくかという中で、このような地域単位の共同体づくりが全国的に広がっている。
- 総務省が一つのモデルを提示しているが、それも本日ご紹介いただいたような図式が主なモデルになっている。もちろん、そのとおりにする必要はなく、それぞれの自治体や地域でふさわしい形でよいと思う。
- （事務局から）ご紹介いただいた事例について、ポイントを簡潔に申し上げさせていただくと、香取市の事例については、私は制度設計から関わっており、今も進ちょく管理に携わっているが、先ほど申し上げたようないろいろな問題が出てきている中で、小学校区単位の協議会で、なんとか地域の基盤固めをしたいという意図があった。
- もう一つ、香取市の固有の文脈としては、合併したことにより、地域の個性が薄まってしまい、それをもう一度取り戻したいという地域住民の想いや願いが、色濃くあった。そのような住民たちの気持ちをどう汲む

ことができるかという中で、このような協議会をつくり、いろいろな人々が結びつく場や機会をつくり出そうという意味合いでつくられたという経緯がある。

- いろいろな文脈で協議会がつくられ、23 小学校区ある中で、17~8 小学校区で出来上がっている。基本的には、それぞれの地域の自主組織であり、そのような形で立ち上げが進んでいる。
- 協議会が立ち上がったところについては、それぞれの地域で取り組んでみたいことを「計画」にまとめて、市に提案し、それに基づき、市は一定の補助金を出していくという仕組みになっている。
- 香取市の場合は、抱き合わせで地区担当職員制度を設けて、先ほど事務局から紹介のあったようなバックアップを行っている。
- 一宮市の事例は、基本的には地域における横のつながりをつくっていくということがメインであるが、地域協議会づくりにはいろいろな文脈がある。一宮市もそうであるし、典型的な例では北九州市がそうであるが、補助金の見直しと抱き合わせで行うという文脈もある。
- どの自治体でもそうであるが、行政からいろいろな団体に支出されている補助金が、年々カットあるいは縮小の方向に向かっており、補助金をトータルで見直す中で、この仕組みに絡めて、カットして浮いた分の予算をまちづくり協議会に一定額委ね、その補助金をどう使うかを、地域で決めていただくというものである。行政からのお金の出し方を、少し変えるという狙いである。
- 行政のメリットとしては二つあり、一つは補助金の総額を減らすこと、もう一つは、協議会をつくることによって、地域の受け皿ができることである。行政からすれば、ある程度住民で自立的にやっていってもらいたいことは、協議会に委ねることができる。
- 住民は、補助金のカットによって批判が起こるなどの問題点が指摘されているが、税金の使い道を、一定の部分に限ってはあがあるが、地域主導で考えていくことができるという、住民側から見た自由度が広がることになる点に、一つの意義を見出していく側面がある。
- 伊賀市の事例もよく紹介されるが、伊賀市は住民自治協議会のウェイトをかなり高い形で位置付けている自治体である。
- 自治体によって、協議会の位置付けはかなりまちまちである。「原則は自治会であり、それを補完する形で横の協議会をつくる」と考えているところもあれば、「協議会こそがメインである」と切り替えてしまい、これをベースにこれからの地域づくりをやっていくという自治体もある。自治会と協議会の両方が住み分けをする形で、並存するという形が、おそらく最も多いと思う。それぞれの自治体の置かれた状況と考え方によって、色合いが異なる。
- 伊賀市の場合には、住民自治協議会の組織性が色濃くうたわれ、ある程

度の権限が委ねられている。例えば、その地域に関することを実施しようとするとき、行政として話を持っていき、同意を得なければならないという「同意権」など、一定の権限を住民自治組織に持たせ、文字どおり自治の度合いを高めていくというやり方をしているところもある。

- 「組織」を色濃く設計する場合には、その組織がどこまでの権限と責任を持って、取り組みを進めるのかという話が出てくる。
- このように、地域における横の連携といっても、いろいろな制度設計や運営の仕方がある。茂原市でどのような形が望ましいのか、前回に引き続き、議論をお願いしたい。
- 最後に一点だけ申し上げますと、香取市の条例上の位置付け方として、香取市まちづくり条例第 6 条第 1 項では、「市は、共同体意識の形成が可能な地域として規則で定める地域において、地域課題の解決に向けた活動を行うため、活動主体の自由な参加が確保され自発的に組織された団体であって、要件に該当すると認められるものを、その申請により、住民自治協議会として住民自治協議会登録簿に登録することができる。」というように、ややまわりくどい表現になっている。
- （市民の会の）提言書でうたわれているものと比較していただきたいが、第 16 条第 1 項では、「地域単位で地域まちづくり協議会を設置し、まちづくりを進める」という表現になっている。ここは、うたい方の問題として、これでももちろん良いが、論点となるのは、「まちづくりを進める」というニュアンスである。やらなくてはならないのかと受け止められてしまうことも、場合によってはあり得る。
- 前回皆さんにご議論いただいたものとの関係で言えば、自治会を中心とした地域の受け皿があるのだから、それ以上のことはやらなくてはいいいのではないかという意見も出てくるかもしれないし、これまでもいろいろな連携はしてきているので、改めてこのようなものを「進める」とうたってしまうと、それをやらなくてはいけないのではないかと思われてしまう側面もあるかもしれない。
- 例えば、うたい方としては、このような組織を「つくることができる」という表現もあり得る。また、先ほどご紹介した香取市のように、立ち上げるかどうかは地域の判断であり、条例でうたうことはせずに、補助金をもらうために市に申請をするという手続きの部分だけをうたうという条文構成にしているのが香取市のやり方である。立ち上げるかどうかは、地域住民の判断であり、条例で「進める」とするのではなく、もし立ち上がってきた場合には、市としてこのような対応をするといううたい方をしている。これも一つのやり方である。どのような条文のうたい方が良いのかも含めて、ご議論をいただきたい。
- 前回、住民投票については、別の項目に移すということをご確認いただいたので、第 4 章は第 14 条から第 16 条までの 3 つの条文をどうするか

- ということに議論を絞ってまいりたい。
- 鈴木(弘)委員
- いま関谷会長からお話のあった「第 16 条 地域におけるまちづくり」であるが、「地域におけるまちづくりは～まちづくりを進める」となっており、主述関係が適切ではない。「市民は～」とするなど、文章表現を改める必要がある。主体をもう少し明確にすべき。
- 関谷会長
- おそらく「地域は～」「地域コミュニティは～」「地域住民は～」などが想定されていると思う。この条文をこのまま生かすのであれば、主語は変えた方がいいと思う。
- 永長委員
- 市の考え方を申し上げますと、第 14 条第 1 項後段に「これを守り育てるように努める」とあるが、「これ」が何を指すのかがわかりづらいので、「これ」を「地域コミュニティ」という表現に改める方が良いと思う。
 - 自治会、NPO、ボランティア団体だけでいいのかという点については、条文に列挙するのではなく、逐条解説で述べるべきと考える。
 - 第 15 条については、第 2 項で「市民や地域コミュニティ」に対して、人材育成の機会を提供するとなっているが、これを削除してもう少しシンプルにしてはどうかと考えている。
 - また、その後段にある「多様な市民が参加できる環境整備に努める」という表現について、私どもの考えとしては、ここはあくまでも市民の方がまちづくりに参加し、市はそれを支援するという立場であり、第 10 条の「参加の機会の保障」で市政への参加を保障することとなっている。提案された市民の会の皆さんにお聞きしたいが、この「環境整備」とは、どういうことを想定されているのか。市政へ参加するための環境整備は第 10 条でうたわれており、市民がまちづくりに参加するという意味においては、ここは不要ではないかと考える。
 - 細かいことになるが、第 15 条の表題は、「地域コミュニティの育成・支援」となっているが、「支援及び育成」とするべき。
- 関谷会長
- 永長委員から市の考えと修正案を示していただいたが、市民の会の皆さんから、今のご提案を含めてお話いただきたい。
- 犬飼委員
- 第 15 条の「多様な市民が参加できる環境の整備」について、市民が活動していくには、活動の拠点と機会が必要である。これはやはり市で環境整備していただく必要があると思う。
 - (事務局から) 資料として提示していただいたものの中には、「市民活動支援センター」が出てきている。これも活動のための一つの大きなポイントになると思う。協議会でさまざまなご意見をいただき、横につながる大切ということが見えてきているし、コーディネーター(調整役)という話も出てきている。コーディネート(調整)する場としても、市民が学習や交流する場としても、そのような施設が必要である。これは、新たにつくるべきということではなく、趣旨が違うから使えないということもあるかもしれないが、そのあたりは運用を工夫して、従

来からある拠点としての福祉センターや公民館を使ってはどうか。それらの整備については、市の方でやっていただかないと、市民にとっては何ともならないことである。福祉センターは、福祉が目的の施設であるが、そのあたりを柔軟に扱っていただければと思う。

森川委員

- 福祉センターは、児童館や地域のコミュニティの場として、実際に展開されている。福祉だけではない。皆さんの会議の場や、いろいろな委員会の打ち合わせの場として、実際に使われている。

犬飼委員

- 確かにそのような活動は行われているが、それは横につながり形としては、まだ進展していないと思う。横につなげる形での整備が必要である。

永長委員

- 先ほどお話のあった「市民活動支援センター」については、第1項の「積極的に地域コミュニティの活動を支援する」という部分で読み取れると考えている。

- 「市民が参加できる環境整備」というと、まちづくりへの参加については、市は支援はするが、まちづくりそのものは住民の方が自発的にやっていただくものであり、第10条の「市政への参加」は、市が努力すべきものである。この項で言っているまちづくりは、住民主体でやるものであり、第1項でうたっているように支援はするが、住民の皆さん側でやっていただくものであると考え、削除を提案した。

- 先ほど説明が不足してしまったが、第2項で「市民や地域コミュニティに対して」という文章を削除すべきと申し上げたのは、「市民」の定義がまだ固まっていないものの、第3条の定義では地域コミュニティが指しているような団体も「市民」に含まれているため、「市民や地域コミュニティ」という表現は重複してしまうという理由からである。

犬飼委員

- 第14条は「市民は～」となっており、それに対して、第15条は「市は～」になっている。前回、関谷会長から、第15条はもっと広くとらえる必要があるのではないかというご提案があったが、あくまでも市による活動の支援という意味で、市民の会としてはこの条文を設けた。機会や拠点の整備は、やはり市にお願いしたいところである。

永長委員

- 市民活動支援センターについては、すでに策定されている行財政改革大綱第6次実施計画において、設置することをうたっている。それも第15条第1項の「支援」に含まれると考えている。

- 第2項にうたわれている相互交流や学習の機会の提供は、もちろん市がやっていくが、後段の「多様な市民が参加できる環境整備」となると、意味合いが変わってくるのではないかと申し上げている。

- 市民活動支援センターも設置する予定であるし、既存の出前講座や市民塾などの仕組みを通じて、市民の皆さんにまちづくりに対する理解を得ていただいている。

犬飼委員

- 「環境整備」とは、市民活動支援センターなどを想定していた。それがどのように展開されていくのかがよくわからない。

永長委員

- 市民活動支援センターをお考えなのであれば、第1項の「支援」の逐条解説の中で、市としては「支援の一環として市民活動支援センターを設置していく」と述べればよいと思う。
- 「多様な市民が参加できる環境整備」の、参加するかしないかは、市民の自主性であり、それについて市が環境整備するとうたってしまうのは、行政への依存性が高まってしまうのではないかと思う。
- 市として、実際に活動している方への支援は行う。また、市政に参加できるように、第10条で情報も提供する。それで、市民の方がまちづくりへの意欲を持ち、参加するという形である。
- 市政参加の環境整備は、第10条でうたっている。この章でうたわれているまちづくりは、市民の方が自主的に参加するものである。市民活動支援センターについては、第1項の「支援」に含めてやっていく。

関谷会長

- いくつか論点が上がっていると思うが、ポイントの一つは、第15条について、第1項も第2項も主語が「市」になっており、これでいいかということである。今の議論は、少なくとも「市」が主語であることを前提としたものであったと思う。
- この第4章は、そもそも地域において市民が自分たちのことを自分たちでやっていくというものであり、それが原則である。そこに「市の支援」とうたうことが、どこまで必要か。「環境整備」とは、どのような意味合いなのか。「市政への参加」の環境整備は、すでに第10条でうたわれている。市民がコミュニティへ参加していくときの「環境整備」をうたう必要があるのかというのが、一つの論点となっている。
- 市民の会のご提案では、市民活動支援センターや公民館なども含めて、地域住民がいろいろな意見交換をしたり、横のつながりの中で企画を練ったり活動したりといったようなことができるような場などを、市が整備していくべきというご意見であった。他の方からも、この点を巡ってご意見をいただきたい。

鈴木(弘)委員

- 「環境整備」に係っている言葉が「多様な市民が参加できる」ということであるが、それは第10条で保障しているというご意見だったと思う。
- 言葉の表記の仕方かもしれないが、提案している市民の会の皆さんの趣旨も分かるような気がする。このようなことをしっかりとやっていくためには、今日協議しているこのような場が必要だと思う。市でもすでに取り組んでいると思うが、地域コミュニティ活動を円滑に推進していくためには、市民が自らそのような場を用意して、全部をやるのは難しい部分があるのではないか。
- それに対して、市はある程度、活動を促進するために、場の提供などの必要なサポートをすべきであり、市と地域コミュニティの役割分担としては、決して矛盾するものではないと思う。
- 「参加できる環境の整備」という表記が、適切ではないのかもしれない。

丸嶋委員

- 地域コミュニティの環境整備の一つの例として、豊田地区や東郷地区などには福祉センターが設置されており、社会福祉協議会の皆さんが住民を支援しながら、住民たちの悩みを聞き、福祉センターの職員も勉強し、いい状態で運営されている。
 - 福祉センターのある地域は、そのように活動ができるが、鶴枝地区には福祉センターがなく、その代わりに公民館がある。公民館は教育委員会の管轄になり、生涯学習を目指す施設であるから、住民の自主的な活動を後方から支援していけばよいという姿勢である。
 - 学習やスポーツの意欲が盛んな人たちは、場さえ与えておけば、ほとんど自主的に活動していく。そのような中で、高齢者を見ると、参加するような団体がほんのわずかしかない。それはなぜかと観察してみると、教育委員会の立場からしてみれば、住民の福祉などは考える余地がないのではないかと思う。高齢者の相談にも乗ることができない。公民館しかない地域の地区社会福祉協議会は、会長が中央の社会福祉協議会に行き、いろいろ相談に乗ってもらって活動しているが、民生委員や自治会長がただ集まるだけで、実態は、ほとんどなにもできていない。
 - ある地域では地区社会福祉協議会が活動でき、またある地域では活動できていないということは、地区社会福祉協議会が地元に住んで活動するのか、遠くの方から見ているのかという違いが大きいと思う。
 - 地域コミュニティを活発化するには、やはり市の指導、活動する人々のすぐそばにいての支援が必要だと思う。
 - 私どもも、教育委員会、社会福祉協議会の両方に伺っている。特に社会福祉協議会には、鶴枝公民館の中にデスクを1つ設けて、週に1度でいいので派遣してもらえないか、そうすることによって、高齢者の活動の場面も変わってくるのではないかと提案している。教育委員会にも同様のお願いをし、2~3年経つのだが、検討するという回答からそれ以上先に進まない。
 - まちづくり条例でも、高齢化社会に適合していくために、地域福祉、生涯学習が両立するような、市としての支援の環境づくりが必要ではないかと思う。福祉センターでも、若い人たちの生涯学習について考えていかななくてはならない。総合的にやっていく必要がある。
- 関谷会長
- おそらく、施設としては重なる部分があると思う。ただ、市の所管としては分かれている。そこが一つのポイントである。建物自体は、実際の使用目的はそれぞれ定められているとしても、使う側からすれば、ある程度またがって使っている。市の側からすれば、「そこは自分たちの所管ではない」となってしまったら、地域における支援のあり方としてどうなのかということが、一方ではある。
 - ただ、「環境整備」と言ってしまうと、「私たちの地域は、拠点がなから、市がお金を出して建物を建ててほしい」というようなところまで行

ってしまう可能性も極端に言えばある。「環境整備」も、解釈いかんによっては、かなり幅がある。場合によっては、無理難題が出てきてしまう可能性もあり、どのようにうたえばよいかという問題がある。

永長委員

- 市としては、公民館や福祉センターで違いはあるが、関谷会長もおっしゃったように、極論すると全ての地域に平等に施設を整備するのかといわれると、予算の関係もある。
- 「場」ということであれば、すでにあるので、「支援」という言葉で収めたいところである。
- そもそも、第4章の内容は市民の活動のことであるが、支援と育成ということであれば、第15条は市民活動と市の関わりの中で、市がやれることを「支援」として理解している。

丸嶋委員

- 現実はそのとおりであるが、住民のコミュニティの活性化という点に視点を当てれば、行政で最大限の支援をしていただきたいと思う。永長委員の発言では、境界を区切って、それ以上はやらないというように聞こえてしまう。

永長委員

- そう聞こえてしまうとしたら、私の言い方が適切ではなかったと思う。

丸嶋委員

- 例えば、公民館、福祉センターは管轄が異なるが、教育委員会も福祉センターに力を入れ、社会福祉協議会も公民館を使えるという、ある程度の融通については、それほど予算がかからずできると思う。

永長委員

- それこそまさに「支援」として位置付けたい。市民活動が活発化していけば、そういうものが必要になってくると思う。逆に、活発化させるためにも、必要である。

三浦委員

- 条例をつくるときに、あいまいな解釈をされるのでは、不都合が生じる。あいまいな表現は削除し、くわしくは逐条解説で述べたいというのが私どもの考えである。

高信委員

- 福祉センターや公民館がやっていることが、別々であるように聞こえた。私も二宮福祉センターを利用しているが、派遣された職員が1~2名おり、福祉協議会の方も仕事をしている。
- 鶴枝地区で何もないと（丸嶋委員が）おっしゃっていたが、広報などに募集記事が載っている。

丸嶋委員

- 生涯学習としてはやっている。福祉センターのような機能を發揮できていないということである。

高信委員

- 高齢者もたくさんいるが、スポーツ教室やダンス教室、料理教室など呼びかけがあり、同じようなことが実施されている。市も関わっており、支援していると思う。
- 例えば、二宮地区では高齢者が多いため、バスが二宮地区から出るように要望したら、それが叶った。回覧板でお菓子づくりやお寿司づくり、タオル一本での運動教室などの呼びかけがある。子どもたちには、卓球教室やラジオ体操などがある。

丸嶋委員

- 二宮地区ではそうかもしれないが、お考えになっているほどできていない地区もある。

千葉委員

- 公民館は、事業を行っているが、教育委員会であるから、福祉を育てる事業は行わない。保育園と幼稚園が違うように、公民館と福祉センターは全く違う。
- 私は福祉センターに勤めていたのだが、我々が公民館に行って地域の人たちを集めるということはやらない。それが行政の縦割りというものである。二宮、豊田、五郷などの福祉センターでは積極的に行うが、中央・鶴枝・本納公民館や東部台文化会館のある地域では、一切行わない。
- 確かに、茂原市はだいたいの小学校区にそのような施設がある。福祉センターに勤務していた立場からすれば、鶴枝などの公民館の指定管理を社会福祉協議会が受けて、全てを統括すれば、解決すると思う。

田中委員

- 第15条については、永長委員のおっしゃる通りだと思う。第1項で、市は支援するとうたわれており、「支援」とはお金に関わることだけでなく、市民の活動の自主性を損なわないように、ソフトもハードも含めて、市として主体的にできることをやっていくことになる。強いて言えば、他市の地区担当職員制度のようなものも、ここに含まれると思う。
- 第2項について言えば、市民活動が自主的に行われるように、そのリーダーの育成、人材確保などのソフト面での支援であり、ここに「環境整備」という話が出てくると、それはまさにハード面になってしまう。福祉センターと公民館の違いの議論の中で紛糾してしまうようなことを考えれば、予算も含めて、優先順位を決めながら、整理をしていくことになると思う。
- 第2項で「また～」以下が付いてくると、市民活動の話について、徹頭徹尾、市が金と人を出してやっていってしまうということになり、ここまで書きこんでしまうと、市の活動＝市民活動ということになりかねないのではないかと危惧してしまう。
- 地域づくりは、地域住民の参加のもとで、主体的に地域の中で決めていく、それを支えるハード・ソフト両面を市で支援していくという中に、ハード・ソフト両面に関わるようなことが出てきてしまうと、市が金と人を出すという印象を受けてしまうと思う。
- 永長委員がおっしゃるように、「また～」以下を削除した方が分かりやすく、誤解を招かないのではないかなと思う。

関谷会長

- 「多様な市民が参加できる環境整備に努めるものとする」となると、今ご指摘いただいたように、ハード面も含めてというように受け止められてしまう。そうすると、おそらくここで言わんとしている趣旨とどんどんずれていってしまう可能性があるのではないかなというご指摘であり、そのとおりではないかと私も思う。
- それと同時に、先ほどのお話の中での、公民館なり福祉センターなりを、

行政が所管としてどうしていくのかという問題については、第7章の行政運営の章で、どう縦割りを克服していくのかという論点がかなり大きなものとして出てくると思う。むしろ、そちらでどう取り扱うかである。

- ここ（第15条）で、行政の関与の仕方をあまり強く出してしまうより、先ほどご指摘いただいたように、住民の地域自治の問題にある程度重きを置いていくということが良いのではないか。
- なんでもかんでも市が関与してしまうのは、地域自治ではないのではないかとということと、一つの考え方としては、住民がお金を出し合って、そのような拠点づくりをするということもある。あるいは、どこかの空き家を地域の拠点として改修していくなどのことは、市が関与しなくてもできる。そのような可能性が省かれてしまうおそれもある。
- もっと極端に言えば、市民自治は「行政は口を出すな」というのが原則である。その中から、「それでもやはり行政にやってもらいたいこと」というのが出てくる。初めから行政にお願いするということになってしまうと、住民自治の意味合いが薄れていき、住民の行政依存が残ってしまう。そのあたりをトータルに考えたときに、条文にどううたうべきか。
- 第15条は主語が「市は～」となっているが、あくまでも第15条第1項が支援の話である。第2項がどちらかというソフト面での学習や交流、育成の話であるから、これは市民もお互いにやっていいことではないか。第2項を「市民及び市は～」とするとらえ方も可能である。「市は～」としてしまうと、住民自治から遠のいてしまう気がする。ここをどう考えるか。
- もう一度交通整理すると、第15条は「市は～」という形だけでいいのか、それとも、市民もお互いにできる育成・支援があるので、「市民及び市は～」という形にした方がいいのかという論点がある。
- また、皆さんも、中身についてはそれほど異存はないと思うが、第2項の環境整備の部分は、その前の「学習や相互交流、人材育成の場と機会の提供」と絡めていく。
- 私のイメージとしては、前回の議論と繋げれば、住民相互で横に話し合おうと言っても、なかなか踏み出せないことがある。つまり、他の領域に口を出したら何か言われたり、言われる筋合いではないと言われたりするなど、立場が違くと、情報交換や意見交換ができない。そのようなときに、行政がいろいろな立場の人を集める機会だけをつくり、そこでどのような議論がなされるかは住民に委ねてしまうということも、育成や支援の一環としてあり得ることではないかと思う。
- そのような、どちらかというソフトの部分で、行政が果たす役割としては、私のイメージでは「側面支援」、行政が音頭をとるのではなく、原則として住民たちが自分たちのことを自分たちでやっていく、その中で、いろいろ補完しなければならぬことを、行政が可能な範囲の中で

補完していくという意味合いなのではないかと、皆さんのお話を伺って思った。

- 「人材育成の機会を提供する」で切ってしまうのが一案。「参加できる環境整備」がハードも含めて幅が広すぎるということであれば、ソフト面での側面支援を市が行っていくというニュアンスのことを加えるかどうか。そのあたりが論点になると思う。
 - そもそも論として、ここは「市は～」だけでよろしいか。
- 森川委員
- 市民の会のお話を聞いている限りは、市民の自主性を重んじるということを中心に強調していたと思う。ここで「市」だけが出ているのは変だと思う。やはり、「市民と市は～」というように、市民を強調した表現が入っていれば、本来の今まで話してきた内容にそぐうのではないか。
- 関谷会長
- 市民が自分たちでできる支援・育成ということを重視するということであれば、「市民及び市は～」というほうがふさわしいと思う。
 - あくまでも「市は～」と限定しておいた方がいいという意見もあれば、お伺いしたい。
- 鈴木(弘)委員
- この章は、「市民自治の仕組み」という位置づけであり、なかなか難しい面もあるが、この条例そのものの目的は、まちづくりを市民と市と協働でやっていくという趣旨の条例づくりであると思うので、そのような意味では、市民自治だから市民が全てやるということではなく、行政は行政としての立場で市民活動を支援することにしておかないと、それぞれの役割において「協働」することにはならない。
 - 市民自治だから主語はすべて「市民」でないといけないということではない。日本では市民自治が熟成しておらず、行政依存型でここまで来てしまっているので、これからの市民自治をしっかりとやる上でも、行政は行政の立場で支援するというのを、何らかの形で位置付けておいた方がいいのではないと思う。
- 関谷会長
- 第15条は「市は～」となっているが、このままでよいか。協働的な意味合いを含めるのであれば、「市民及び市は～」とした方がよいか。
- 鈴木(弘)委員
- この条文にそぐわないのであれば、どこか別の場所でうたうべき。ここに位置付けるのは「市は～」でいいのかもわからない。市民の自治に対する行政の支援措置をしっかりと位置付けておき、協働性をもう少し匂わせるような形での整理ができないかと考えた。
- 河野委員
- 市民の会で検討した際には、主語に「市民」が入ってこなかった。いろいろとご意見を聞いて、住んでいる人たちが市民意識を上げていくしかないと考えたら、住んでいる人たちの相互の交流を深めていくことが必要だと思う。
 - 「市」が主語であることも大事であるが、私は「市民」も入れた方がいいと思う。
 - 私もそうであるが、30数年間サラリーマンをしていて、まちのことを全

く考えていなかった。このような条例ができることにより、若い人たちがまちをどうするかの良いきっかけになればいいと思う。そのような「きっかけづくり」という意味では、「市民及び市は～」としたほうがいいと思う。

田中委員

- 第4章が「市民自治の仕組み」という位置づけの中で、第14条で総論的な話をして、第15条で市の役割をうたい、第16条で地域の実際の活動という構成なのではないかと思う。
- そのように考えると、第15条に「市民は～」が入ると、意味が不明になってしまう。特に第15条第1項については、行政サイドの支援の実態を背景にして、このような文章が出てきていると思う。
- ここで、「市民」が入ってきてしまうと、先ほど関谷会長がおっしゃった、みんなでお金を出し合うということはカバーできなくなるが、条例で全ての事例を最初から包括しようとするのは、市民活動の中の問題で言えば、実際には難しいのではないか。むしろ、行政サイドの役割をしっかりと整理して、ここに載せていくほうがいいのではないかと思う。
- 第15条に「市民及び市は～」という文言を追加すると、全体として、このトーンがあいまいなものになってしまうのではないか。

関谷会長

- 第14条が「市民や地域コミュニティが主体となってまちづくりをしていく」という趣旨であり、第15条が市の役割として、環境整備はやや行き過ぎだが、その手前までを区切った形で、「市は～」として整理する。第16条は、コミュニティの仕組みの話、と分けた方がすっきりにはなる。そのような形でよいということであれば、そういう考え方で進めたいが、いかがか。

永長委員

- 第15条については、文章の構成そのものが市の支援・育成という前提になっており、「市民及び市は～」ということは想定しなかった。
- 確かに、市民同士でということも必要だが、それは第14条の中でうたわれているので、第14条の逐条解説でうたえばいいのではないか。
- 条文上は、第15条はあくまでも市が支援するというものでいいのではないかと思う。

関谷会長

- もう一度整理すると、第14条が「まちづくりと地域コミュニティ」となっており、担い手の話やまちづくりの推進などが含まれているが、この中に、市民が市民をお互いに育成・支援していくということも含めていく。第15条は、主語は「市は～」と統一し、第2項の「また～」以下は削除する形で、市の育成・支援をうたうという形が見えてきたように思うが、そのようなまとめでいかがか。

委員一同

(異議なし)

関谷会長

- では、第14条・第15条については、文言は次回までに詰めさせていただくとして、趣旨は今申し上げたような形でまとめさせていただければと思う。

- 白土委員
- 永長委員から、第 15 条の表題を「育成・支援」ではなく「支援及び育成」としたほうがいいのではないかという意見があったが、私も賛成である。第 1 項で活動を支援するとしていて、第 2 項で育成するとなっているので、順番として「支援及び育成」とするか、もしくは、「育成」して「支援」するという意味合いを含めるのであれば、第 1 項と第 2 項を入れ替えるべきだと思う。
- 関谷会長
- 第 14 条をどう修正するかにもよるが、市民がお互いに支援・育成し合う、あるいは、市も育成・支援に努力するということでは、順番としてはどうなのか。
- 永長委員
- 先ほど、支援と育成を入れ替える理由を申し上げなかったが、白土委員のおっしゃったとおり、第 1 項で支援、第 2 項で育成について述べているので、直した方がいいと考えた。
 - 一般的に、育成が先で、支援が後ということなのであれば、条文を入れ替える方がいいと思う。
- 関谷会長
- 特に根拠はないが、一般的には、育成→支援の順番であると思う。第 15 条は支援→育成の順番になっているが、これは入れ替えても構わないか。
- 委員一同
- (異議なし)
- 関谷会長
- 第 14 条・第 15 条を併せて、順番的には育成→支援として、それぞれ市民ベース、行政ベースでまとめるということによろしいか。
- 委員一同
- (異議なし)
- 関谷会長
- それでは、そのような形で、文言については次回までにまとめさせていただきたいと思うので、ご確認いただきたい。
 - 地域単位のまちづくりについては、前回からご議論をいただいております、先ほど事例を含めて申し上げたが、この第 16 条についてはいかがか。
- 永長委員
- 市の考えとしては、第 16 条第 1 項は主語がないので、「住民は、地域のことを自ら考え、実行できるようにするため、地域単位で地域まちづくり協議会を設置し、まちづくりを進めることができる」としてはどうかと考えている。
 - 結びについても、「まちづくりを進める」と言い切っていたが、関谷会長からもお話があったように、「進めることができる」という形の方が望ましいと思う。あくまでも、この条例はルールづくりであり、ルールに沿って、住民たちが話し合い、立ち上げようということになれば、協議会を立ち上げることになる。
 - 第 16 条第 2 項については、第 14 条と同様に、自治会等が列記されているが、これは「個人及び地域コミュニティ」とし、その地域コミュニティについて、逐条解説でどのような団体なのかを述べればよいと思う。
 - 第 16 条第 3 項については、「地区担当職員を配置する」となっているが、私のイメージとしては、地区担当の職員が実際に協議会を立ち上げる際

のサポートを行い、その後は住民自治に任せるべきと考えている。もちろん、窓口としては行政との接点を置くが、条例上で「地区担当職員を配置する」とまでうたうのではなく、「必要な支援を行う」という表現にとどめ、詳細は逐条解説でうたってはどうか。

関谷会長

- 香取市では、地区担当職員制度という条項を置いているが、茂原市でも旧 9 市町村が合併したという経緯がある。伊賀市など、合併時期が比較的新しいところは旧町村単位が残っている。この仕組みを動かしていくには、専属の職員が必要ということは理解できるが、条例にはそこまでうたわなくてもいいのではないかと思う。
- 香取市の場合は、この制度設計が条例のメインであった。香取市のまちづくり条例は、包括条例ではなく、どちらかというところ、コミュニティを今後どうしていくのか、コミュニティと行政の関係をどうするのかというところに、焦点を当てたものである。それらをつないでいく制度設計として、住民自治協議会を入れ込んだ。条例の趣旨からして、茂原市のまちづくり条例とは異なる。
- 香取市は、制度設計がメインであったので、手続き面を入れている。茂原市で、これを導入していくのであれば、この第 16 条に基づいて、別立ての条例や要綱などに、細かな手続き面や支援のあり方を落とし込んでいくというやり方になると思う。ここで詳細までを盛り込むのは、条例としてはふさわしくない。永長委員がおっしゃったように、「可能な限りの支援」などの表現にとどめておくのがいいと思う。

中山委員

- 議論の前に確認しておきたいが、香取市のような例は、私もそのほうがいいと思う。お話があったように、香取市は合併し、地域自治区をつかって、それを受けるような形になっている。関連して、支援センターが支所的な形で置かれていると思う。
- 茂原市も、旧町村単位に福祉センターや公民館があるが、香取市の場合は、小学校区すべてに支援センターがあるわけではなく、支所というところえ方をしているのだと思う。関谷会長からそのあたりの話をさせていただいた上で、地域まちづくり協議会というものについて、統一的な見解を持って議論しないと、ちぐはぐなものになってしまうのではないか。

関谷会長

- 香取市では、支援センターが支所に置かれている。合併前の 4 地区の元の役場が支所となっており、そこに職員が配置されている。支所には各課が縮小された形で置かれており、その中に、住民自治協議会や地域づくりを支援する支援センターがある。
- 支所が合併前の自治体の単位で地区を受け持ち、その地区の複数の小学校区単位の住民自治協議会を、支所の支援センターが包括的に支援する形になっている。
- 支援センターには、管理職がおり、センター長がいて、その職員が相談に乗ったり、支援したりしている。

千葉委員

- 職員の実働部隊としては、職員の中から一本釣りしたり、公募したりして、百数十名の職員が地区担当職員として任命を受けている。これは兼務であり、職員が通常の業務を担当しながら、それに加えて地区の担当をしている。1小学校区あたり5~6人の担当を置き、1人で協議会を担当するということなく、負担を分担させ、交代で地域に入っているいろいろなやりとりを行う。それを包括しているのが、支援センターという位置づけである。
- 基本的には、各小学校区の住民自治協議会は、支援センターといろいろなやりとりをしながら、その活動を進めているのが実情。そのようなイメージをお持ちいただければと思う。
- 私も香取市のことはよく知っているが、長生郡市も、仮に合併していれば、このような仕組みをつくらないとやっていけなかったと思う。合併前までは、全く違う自治体だった。茂原市のように、合併して何十年も経ってしまっているところでやるのとは、意味合いが違ってくる。
- 私も地区担当職員を置くことがいいのか悪いのかは分からないが、もしも置くのであれば、社会福祉協議会に担当している職員がいるので、そこの整合をきちんと図り、行政と社会福祉協議会が連携してやっていただかないと、うまくいかないと思う。市の職員があまり言い始めると、社会福祉協議会の職員が引っ込んでしまうし、社会福祉協議会の職員が一生懸命やると、市の職員が黙ってしまう。地区担当職員を配置するのであれば、そのあたりを十分に考慮していただきたい。
- もう一つ肝心なのは、豊田地区のように、まちづくりの基盤ができてしまっているところがあるということ。そこに、わざわざ市が入って指導するということはどうなのかと思う。先ほど、東郷地区や中の島地区の話も出たが、ある程度出来上がっている地区がある。そのあたりを十分に考慮していただかないと、行政が入ったことによって、逆につぶれてしまうこともあり得る。行政が考えたことと違うからといって、あまり強硬にされてもいけない。
- 豊田地区の例を調べて、皆さんにお示しするのもいいのではないかと。豊田地区はまちづくり協議会がしっかりしていて、何をやるにでもそこへ話を通せば、だいたい決まるというシステムが出来上がっている。そのあたりを十分に考慮して、地区担当職員制度などを考えていただきたい。地区に付いてもらえるのはいいが、難しいのではないかと。思う。
- 千葉委員のお話で大事なポイントが2つあった。一つは、社会福祉協議会の職員がいるということ。香取市の場合は、ゆるやかにつながっており、ある地域は社会福祉協議会の職員が頑張っていて、住民自治協議会を担っている。またある地域では、地区長さんたちが頑張っているなど、地域によって、コア（核）となる方が違う。それぞれの地域で違うのであるから、そういう方が住民自治協議会を引っ張っていくというイメージ

関谷会長

である。

- その中で、社会福祉協議会との関係をどうするかについては、行政サイドとすれば、今後の一つの課題になっていくところだと思う。それは、また別の問題として考えていく必要がある。
- もう一点、すでにやっている地区があるというお話があったが、これは大事なところで、このような学区単位の横のつながりをどう導入していくのかというときの、導入の仕方はかなりまちまちである。全市一斉にこの仕組みを導入していくというようにやっている自治体もあるし、香取市のように、手挙げ方式で、地域住民の合意がとれた所から、自分たちで協議会を設置することとし、そこから動き出していくというようにしているところもある。どちらかという、後者の方が多い。
- 香取市の場合は、準備会を立ち上げた段階で数十万円の支援金を出している。そのように、既存の仕組みとどう整合性をつけるのか、あるいはつけないのか。香取市の中にも、ある程度まとまって取り組んでいる地域もあった。もともとある母体を、住民自治協議会にスライドさせたというところもある。どうすべきかを検討している段階のところもある。それぞれの地域で、どのような判断を下すかである。
- 一口に住民自治協議会や地域まちづくり協議会といっても、イメージはかなり多様であるという認識を持っていただきたい。組織を前面に出し過ぎて、その形でやらなくてはいけないと言ってしまうと、やっているところもやっていないところも、非常に窮屈になってしまう。場合によっては、力を殺いでしまうことにもなりかねない。
- 地域まちづくり協議会は、それぞれの地域によってかなり形が違ってくる可能性がある。そのようなイメージを持っておいていただくとよいと思う。
- 自治会の加入率などの問題があり、地域づくりは今後の大きな課題であると皆さんが認識している中で、地域で横の連携をいかにつくるかが課題である。それをやっていくための一つの方策として、地域まちづくり協議会というものが出てきていると思う。
- 組織をまたつくるような形になり、一方では屋上屋を重ねるような気もするが、横の糸を括りつけるということは非常に大事であるし、国と地方で地方分権があるように、地域にいろいろなものを委譲していく中で、それぞれの地域が競い合うような形が、ある面では好ましいのではないかという気がする。
- このような地域まちづくり協議会を持った中で、地域づくりをしていくのは非常に大事である。つくり方はいろいろあると思うが、つくることについては、私は賛成したい。
- 第 16 条は、学区単位、地域単位でのまちづくり協議会を設置することができるという表現でここに盛り込むということでご了解いただけれ

中山委員

関谷会長

ば、先ほどご指摘いただいたように、「地域におけるまちづくりは」という主語が適切ではないので、「市民は～」「地域住民は～」のような形に変えてもいいと思う。

- 設置することが「できる」とするのは、冒頭にも申し上げたように、これをつくらない選択肢もあるということである。そのような自由度を地域の方々が持っているということ踏まえた上で、このような選択肢もあるということ、第1項でうたう。
- 第2項で、構成員をこのような形で列記した方がいいのか、それとも、先ほど永長委員からご指摘いただいたように、「地域コミュニティ」とする方がいいのか。「地域コミュニティ」の定義は、これより前に設けるようにするが、地域に居住する個人と団体＝地域コミュニティを想定するという形にしたほうがいいのか。
- 地域コミュニティをどう厳密に定義するのは、今日は議論をペンディング（保留）としたいが、「地域コミュニティ」が主語になり得るのかについては、若干疑問がある。「コミュニティ」に実体があるのか。それを主語にしている条例もたくさんあり、それ自体は誤りではないが、そのような問題もある。
- 第16条第3項で、地区担当職員をどうするかということは、かなり具体性を伴っている。もっと違ったあり方が良くなっていったときの、一つの制約にもなりかねない。ここはゆるやかに描くにとどめておくか、条文を削除して別途定めるとするやり方もある。
- 第16条の第1項はそのとおりでいいと思う。第2項は、解説の中に、担い手となる団体をいろいろと書き込んでいくことになると思うが、福祉サイドから見ると、当事者団体が抜けている。障害者団体や難病友の会なども包括できるような文言を入れておいていただきたい。
- 例えば、犯罪を犯して刑期を終え、社会復帰をした人の支援は、いろいろな輪があるが、犯罪の被害を受けた人たちの支援は、やっと最近少しずつ声が大きくなってきた。被害者の家族からしてみれば、新聞記事にもならなくなり、忘れられてしまって、自分たちのどこに悪い点があったのだろうか、ずっと尾を引いてしまう。その支援も必要であり、地域の皆さんの支えの中だと考えると、ある種の当事者団体が含まれるような形で、地域の中のまちづくりをやっていく必要があると思う。
- 先日、インターネットで、盲導犬が刺されたという記事を見た。盲導犬は、何をされても、飼い主が行動している際には、絶対に吠えない。犬を連れていての方は、目が見えないので、そばに誰かが来て、犬が刺されたことが分からない。偏見をなくすためには、当事者団体の参加も得ないと、地域の中でのまちづくりはできないと思う。本文に並べて書くと差し障りがあると思うので、逐条解説のところに加えていただきたい。
- 第3項については、基本的にはこの項目を書いておいた方がいいと思う。

田中委員

ただし、地区担当職員の部分は、まちづくり協議会がうまく運用されていくときに、逆にこのようなことを入れておくと、組織の中で力を持って、足を引っ張ることも出てくると思うので、制度の柔軟な運用ということを考えれば、永長委員のおっしゃったように、「適切に役割を分担し、支援を行う」くらいの表現にとどめた方がいいと思う。

関谷会長

- 第16条第1項は、どれを列挙するかは、ご指摘のように、逐条解説である程度具体的にイメージを持っていただけるように、当事者団体も含めて列挙していけばよいと思う。

- ホワイトボードに書いていただいた図は、非営利団体についてである。営利団体はどうするかという問題がある。企業が協議会のメンバーになるということは、論理的にはある。事例もある。そのあたりをどうとらえるかという問題がある。

森川委員

- 第14条の「地域コミュニティ」の中に、事業者や企業は入るのか。

- 個人的な意見だが、事業者や企業がぜひ入っていてほしいと思う。災害時など、いろいろなことを考えると、地域で力を合わせて対応していかなくてはならないときに、事業者や企業は、その地域にある以上、入っていただいた方が有意義だと思う。

鈴木(弘)委員

- 茂原市の土地利用は、住居や商業、工業などの地域があると思うが、住民が住んでいるところだけがまちではない。市全体がまちであり、ここに列挙されている自治会やNPO、ボランティアだけでは、限定されているような印象を受ける。企業や農協、商工会議所など、いろいろな働く場所があり、全体で一つのまちを形成している。多様な主体が関わり合えるようにつくっていったほうがいいのではないかなと思う。

丸嶋委員

- 私たちの地域では、店がない。近くにあったスーパーも、遠くに行ってしまう。営業の立場から見れば、商売が成り立たないところでは、資本の論理で移動して行ってしまふ。残されたのは住民だけである。

- 先ほど森川委員から災害の話があったが、いざというときには、コンビニエンスストアでいいから店がほしいという願いに、どうしてもなってくる。これから高齢化社会になり、生活基盤もどんどん変わってくると思う。いろいろな事業者がいれば、考え方や文化が違うので、そういうものを考えていた方が、いろいろな考え方が出てくることにつながる。ぜひ、ここでは皆さんがおっしゃるようにしていただきたい。

麻生副会長

- やはり、企業も参加すべきだと思う。私も、いろいろな団体で、企業に出ているが、これだけ経営環境が厳しくなってくると、大きなところはいいが、小さいところは出たくても出られないということもある。あまり強制的ではなく、協力できる範囲で出るという環境をつくっておいた方がいいと思う。

河野委員

- まちづくり協議会については、前回もお話したように、自治会の加入率が60%をそろそろ割り込むのではないかなという中で、状況を考えて、い

ろいろな人が入った方がいいだろうと考えた。先ほどからお話が出ているように、企業も参加した方がいいと思う。

- 第3項の地区担当職員制度については、外してもかまわないが、逐条解説に入れてもらえばと思う。豊田地区のようにしっかりやっているところはいいが、他の地区は、私の地区も含めて、ほとんど何もできていない状況だと思う。そうであれば、当初の発足時には、やはり職員の方に入っていた方がいい方が、いろいろなことがわかって作りやすいと思う。そういう面では、ぜひ逐条解説にしっかりと入れ込んでいただければいいと思う。
- これは、「別途条例で定める」とすることもできるのか。それもできればお願いしたい。
- 今の議論の中では、地区担当職員制度を条文には明示しない方向に進みつつあると思う。
- 河野委員からお話のあった、「豊田地区など、できている地域以外のところは、職員がいないとできない」という点については、それをやってしまうと、住民自治ではなくなってしまうと思う。
- 逐条解説に地区担当職員制度を加えるとお話だったが、例えば地域福祉フォーラムの地区を想定するとして、例えば市が地区割りの案を示して、そこに関わる各種地域コミュニティを集めるときも、市が声をかけてもいいのだが、そこでの議論をどうするかは、その方たちにやっていただいて、進まなかったとしたらそれは仕方ないと思う。協議会ができないのは、市の担当職員がしっかり進めないからだということにはしていただきたい。
- 事業者、企業については、今ご指摘いただいたように、条文に入れる形を取りたい。いろいろな関わり方があり、活動そのものに事業者の方たちが出ていくということもあれば、様々な形でまちづくりに溶け込んでいる。私も中小企業の方々と交流があるが、自分の会社の従業員を、まちづくりの現場でやる例もある。
- また、「プロボノ」という公共善活動は、ラテン語の「プロボノパブリコ」（公共善のために）の略で、もともと弁護士たちが始めたことであるが、仕事上身に付けた知識や技術や人脈を、ボランティアで生かしていくという考え方である。例えば、ITにくわしい社員の方がいれば、地域のまちづくりの中でホームページやチラシづくりにそれを生かすなど、ボランティアで知識や技術を提供していく。ボランティアという括りでのやりがいもあるだろうし、会社が経営の一環として取り入れていけば、従業員教育としてそのようなものが現場で生かされていくということになる。
- 自治体でも「プロボノ」を取り入れるようになってきており、自治体が事業者に働きかけて、地域の現場にそのようないろいろなスキルを持つ

永長委員

関谷会長

た人たちを送り込むというまちづくりの流れも出てきている。

- 事業者の方々が、地域のまちづくりに溶け込んでいく入口やスキルは、いろいろな形で出てきているので、そのようないろいろな可能性を念頭に置きながら、担い手の中に入れておくというのは非常に大事なことだと思う。
- 第14条のところは、どこまで列挙するかは次回までに検討するとして、主だったところの限定列挙をし、「以下「地域コミュニティ」とする」とすべきかは、次回改めてお諮りしたいが、事業者・企業等も含めるということで、ご確認いただいたということにしたい。
- 第16条第3項については、「地区担当職員を配置する」という表現でももちろんいいが、「地区担当職員制度」以外の可能性もある。茂原市がどのような形でいくのが良いのか、もう少し詰めて検討した方がいいのではないかと思う。もし入れるとするならば、地域と職員の方々がある程度密接に交流を持っていくということ、どんな仕組みであれ、問われているのであれば、そのようなことを入れていくということもできる。それも含めて別立てで構えた方がいいということであれば、第3項については、「制度の詳細については別に定める」という形にしておくのも一つの手である。
- あまり難しく考えないで、自分の住んでいる地域に出るということではないか。市の職員は、消防団員も務めていることが多い。地区担当は、そのような感覚で出てきているのではないかと思う。そういう職員に、あなたは地区担当職員だと言ってあげた方がいいのかどうかは私にもわからないが、その方がやりやすいという職員もいるし、そうされては困るという職員もいると思う。
- 香取市は、合併しておそらくそうだと思うし、茂原市も本納町と合併したときそういう傾向が強かったと思うが、自分の地区の意見を出すという意味では、そのあたりを市が考慮してもらえればと思う。本納地区出身の職員に鶴枝地区を担当してくれと言っても、困ってしまうと思う。
- 担当職員は、そのような意味で、あまり深く考えない方がいいと思う。自分の地区にふさわしい地元の間人が、消防団員も務め、自治会やPTAで活動している。そのような感覚で、この地区担当職員制度を認識すればいいのではないかと思う。
- 地区担当職員の仕事の範囲はどうなるのか。
- 香取市の場合は、地域での会合に参加して地域住民がどんなことを考えているのかを聞いたり、市からの情報を提供したりというやり取りをしたり、協議会をつくるのであれば、最初の段階からは事務局が立ち上がらないので、事務局支援のようなことをしている。それもゆくゆくは手を引いていき、住民たちが自分たちでできるようにするので、「初期支援」という意味合いが強い。

千葉委員

麻生副会長
関谷会長

麻生副会長
関谷会長

- あくまでも、行政と地域住民の交流のパイプ役というイメージで、意見交換や情報提供が主な内容である。
- 職員のスキルによって大きく変わってきてしまうのではないか。
- ある意味では変わってしまう。香取市の場合は、定期的に研修を行っている。香取市では、「これは御用聞きではない」と言っている。「市に持って帰って、いろいろ検討せよ」という、単なる御用聞きになってしまったら、その職員が可哀想である。あくまでも、対等なやり取りをするという役割に限定している。

永長委員

- 繰り返しになるが、地域まちづくり協議会そのものが、これから地区割りを含めてどうなるか分からない中で、条例では「必要な支援」という表現にとどめていただきたい。「別途定める」というのでは、どう定めるのかという問題がまた出てくる。
- 地区担当職員がいないと、地域まちづくり協議会が立ち上がらないのかもしれないが、最初の導入部分は、地区にゆかりのある人を地区担当にする必要があると思う。
- その地域に住んでいる職員がたまたまいたとしても、まちづくりに関する知識がなければ仕方がないので、立ち上げる際には地域に深く関わった職員が関わり、運営していく中では地元ゆかりのある職員が携わっていくなど、いろいろとあると思うので、「必要な支援」という表現にとどめておいていただきたい。

関谷会長

- 地域まちづくり協議会と地区担当職員制度は、別に抱き合わせではない。香取市はそれを抱き合わせで進めたという一例であるが、地区担当職員が最近いろいろな自治体で見直されてきているのは、職員が現場に出ないとだめだという発想からである。現場を知らなければ、事業や施策を進めることはできないだろうという考え方である。
- 一人ぐらしをしている高齢者問題ということ一つをとっても、そういう方々が現場でどういう状況に置かれているのか、何を困っているのか、何を必要としているのかを知らなければ、高齢者福祉の施策はできない。今、ますますそのような局面が増えている。
- 現場ベースで、見直すべきところは見直していく、必要な支援はどんどん充実させていくということをしないとだめだという発想である。ここに、地区担当職員制度というものを入れ込むのも一案であるが、第7章の「行政運営の基本原則」の方で、類することを考えることもあり得る。それは、またそのときに改めて議論したい。
- 第16条第3項については、永長委員からご提案いただいたように、「行政は必要に応じて支援を講ずる」ととどめておいても、ここはいろいろな制度設計があり得るので、今後委ねておくということではいかがか。

委員一同
関谷会長

(異議なし)

- とりあえず暫定的にそのような形としておき、もしも何かあれば後々振

- 三浦委員
- 犬飼委員
- 関谷会長
- り返りたい。
- 第 16 条第 1 項の 2 行目、「地域単位」については、市としては、現在ある 13 の地区社会福祉協議会をイメージしているが、市民の会で地区割りのイメージをお持ちならお聞かせ願いたい。
 - 市民の会でも、この第 16 条については、ちょっと無理ではないかという意見もあったし、地域まちづくり協議会が自治の一つの単位になるので、非常に重要であるという意見など、さまざまあった。
 - 地区割りについて、そもそも地区割り自体がかえってマイナスに働くのではないかという意見があった。従来 9 旧市町村があり、社会福祉協議会で行っている学校単位の 13 地域福祉フォーラムがある。一つには、その折り合いが非常に難しいのではないかということがあった。
 - 地区担当職員については、職員数がどんどん減っている中で、職員の過重労働になるのではないかと懸念される部分もある。
 - 表現については、先ほどまでの議論に出てきた形にとどめておいて、さらに地域まちづくり協議会の検討をする委員会のようなものが必要ではないかと思う。地域を区切っていくには、前回永長委員がおっしゃったように、漏れがないようにするために、話し合いが必要なのではないかと思う。
 - 職員の方々の体制づくりも、市は市としての協議が必要ではないかと思う。例えば、伊賀市では平成 16 年に自治基本条例が制定され、協議会について話し合う検討委員会ができるまでに 5 年かかっているという資料をいただいたが、そのような協議を重ねないと、上からの制度になってしまう。そういう機会が必要ではないかと思う。
 - 第 16 条第 2 項に、いろいろと細かく書いてあり、永長委員から「個人及び地域コミュニティ」と略せるのではないかという発言があったが、第 14 条第 1 項で「多様な団体（以下「地域コミュニティ）」という」とことわってあるので、それでいいと思う。事業者を入れるとすると、第 14 条のボランティア団体の後ろに加えればいいのではないかと思う。
 - 会議室前面のホワイトボードに書いたのは、岩波ブックレットの「NPO がわかる Q&A」という 2004 年の本から引用したもので、非営利の公益と共益に関するものである。このほかに、企業や事業者があるということになる。前回、NPO とは何かというご意見があったので、参考になるのではないかと書いて書いた。
 - 地区割りについては、今後検討しながら進めていった方がいいのではないかというご意見であった。私も、茂原市の実情がどうなのかをくわしく存じ上げていないのだが、なかなか難しいところがあるのであれば、そのあたりは時間をかけながら詰めていく必要がある。
 - いずれにしても、この制度を導入していくのであれば、地域との話し合いを相当重ねていかないと、先ほどの「屋上屋を重ねる」ということな

ど、無用な誤解を受けるところもある。それを丁寧にやっていかないと、なかなか難しいところもある。

- これも次回までにいったん引き取らせていただきたいが、第 16 条第 2 項の列挙について、仮に第 14 条で一定の列挙をするにしても、「協議会の構成員は～」と想定されている団体等をうたうと、いろいろな地区でこれを導入していく際に、PTA やボランティア団体などから、宛て職のような形で出てくることになる。これは最も形骸化するパターンである。構成員を挙げることで、どんな人たちが担うのかというイメージを持っていただくことは良いが、書き方いかんについては、宛て職のように形骸化するようなメンバー選出にもなりかねない。そうならないような表現をした方がいいと思う。今日のところは、そこはペンディング（保留）とし、次回、詰めさせていただきたい。

- 第 14 条から第 16 条まで、一部保留のところもあるが、だいたいの趣旨については、以上でご確認いただいたということにしたい。

- 住民投票については、飛ばさせていただき、しかるべきところで改めて取り上げるようにしたい。

- ここでいったん休憩をはさみ、その後は第 5 章の「協働」の検討に入っていきたい。提言書では、第 18 条の一文だけであるが、これもどのようにうたうのか、いろいろな議論ができるところである。休憩をはさんだ後に、協働について話し合いたい。

森川委員

- 休憩に入る前に、第 14 条の「自治会、NPO、ボランティア等」のところに関して、法人が入るのか。ボランティア団体も NPO であるし、市民活動団体も NPO である。このような書き方をすると、わからないということを前回も申し上げた。NPO と書くのであれば、厳密に言うと、ボランティア団体は書く必要がないということになってしまう。NPO という表現を避けるのかどうかということも考えていただきたい。

関谷会長

- そこもいったん引き取らせていただき、次回改めて暫定稿をつくりたい。

(小休止)

関谷会長

- 第 5 章の「協働によるまちづくり」について、市民の会から趣旨説明をお願いしたい。

犬飼委員

- 最初のときに、市民と市と議会のそれぞれの役割があり、三者が協働することによってまちづくりをしていこうということが条例のメインであるというお話を申し上げた。そのための条文である。

- 提案制度は、ここにもってきたほうが良いのではないかとということで、前回協議した提案制度をここに入れ込むということで提案したい。

関谷会長

- 提案制度も含めて、条文の読み上げをお願いしたい。

犬飼委員

(条文朗読)

関谷会長

- 「協働」の定義については、まだ総則部分を検討していないので、やや

あいまいさが残っているが、市民と行政の協働、市民と議会の協働については、相互に話し合いながら、連携・協力していくという意味合いに捉えられているのが一般的である。

- 原理原則論として捉える部分と、事業を通じた連携協力では、少し意味合いが違うので確認しておく必要がある。ご提案いただいている文面の中に、「互いを対等なものとして尊重しながら」とあるが、これは原理原則論からすると、あり得ないことである。行政は、首長を市民が選び、その首長のもとに行政運営が行われる。議会も、議員は市民が選挙で選んでいる。原理原則論では、対等ではない。主権者といっているかどうかはいろいろな考え方があるが、あくまでも、選挙を通じて選ぶ側が市民、選ばれる側が首長であり、議員である。
- 事業や政策をいっしょに練ったり、協働で実施したりという意味合いにおいては、「対等な」という言葉が使われることはあり得る。どの文脈で「対等」という言葉を使うのかは、大きな論点の一つである。
- そのようなポイントを踏まえた上で、第 18 条は、課題を解決するため、役割を認識して、まちづくりに取り組むとしている。
- 第 2 項では、「ガイドラインを策定する」とあるが、少しわかりづらいかもしれない。
- 提案制度については、以前この協議会でもかなり議論を深めたので、市民の側が提案し、市がそれを可能な限り採用するという制度を、ここに入れ込むかどうかである。
- 初めに、市の考え方を申し上げたい。第 18 条の第 1 項については、特に修正の意見はない。第 2 項は、「市民活動団体」というところを、「地域コミュニティ」に入れ替えてはどうかと思う。そうすると、「企業」が別途出てきているが、先ほどの議論では「地域コミュニティ」に企業も含めてはどうかということになっていたもので、そこをどうするか。
- 第 14 条の「地域コミュニティ」は、守り育てる対象となっている。このことは次回までの保留となっているが、地域コミュニティと企業は別にした方がいいのではないかというのが私どもの考えである。企業を「守り育てる」のでは、意味合いが変わってくる。
- また、「協働に関するガイドラインを策定するなど」という点については、いろいろ議論があると思うが、具体的過ぎるので削除し、「多様な主体との協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備を行う」としてはどうか。ガイドライン等を含め、具体的にどうしていくかについては、逐条解説に入れるべき。
- 文末表現についても、「整備を行うものとします」という形ではどうか。
- 提案制度については、前回、私どもから協働の項目に移しておいてはどうかと提案しておいて恐縮だが、第 2 項に「協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備」とあり、提案制度はその一環として

永長委員

位置付けられると思うので、提案制度のみを特出ししなくてもいいのではないかと考えている。

- 「市民活動団体や企業などの多様な主体」という表現は、先ほどの地域コミュニティをどうするかということも含めてどうするか。「多様な主体＝地域コミュニティ」というのは少し違うのではないかという感覚がある。厳密な定義があるわけではないのだが、私のイメージでは、地域コミュニティとは、いろいろな主体であるとともに、地域の持っている場所や履歴などの意味合いが込められており、単なる主体に還元されるものではないと思う。
- ほとんどのところが、「多様な主体＝地域コミュニティ」とうたっているので、一般的にそのように受け止められているが、学問上の立場から申し上げると、そこはもう少し厳密であってほしいと思う。定義をどうするかについては、終盤の議論に委ねたいと思うので、ペンディング（保留）とさせていただきたい。
- 市の考えとしては、「協働に関するガイドラインの策定」という表現は具体的過ぎるので削除して、「協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備を行う」とし、提案制度についてもこの中に含めて考えればいいのではないかという意見であった。以前、この協議会に出た意見では、提案制度は大事な部分であり、さまざまなアイデア等を踏まえて、市民と行政が知恵を出し合いながら、いろいろな事業をつくり出していくというものだった。その動きをつくり出していく契機として、提案制度がある。それをどう生かしていくかで、特出しした方がいいという案もあった。
- 「協働」というのも、分かるような分からないような部分があり、文脈がいろいろある。イメージを膨らませていただくために申し上げたいが、ポイントとしては、大きく2つある。
- 一つは、いま議論している提案制度である。いろいろな立場や経験、知識や人脈を持った市民の方々が、どんどん提案していくことで、それを市政、まちづくりに反映していく。これまでは、行政がある程度決めたことを、最後にパブリック・コメントをちょっと実施して済ませていた。そのように、行政が一方向的に進めていくのではなく、もっと裾野をひらいていろいろな可能性を拾い上げ、できることとできないことを議論して揉んでいきながら、一つの形をつくっていく。しかもそれを具体化していくという文脈においても、市が単独でそれをやるのではなく、市民がいろいろな形でそれに関わっていく。それは「負担を負う」ということだけではなく、参加をすることで、市民にとってもいろいろなプラスの効果がある。そのような市民の主体性ということを含めて、この提案制度が協働の一つの柱となる。
- 他方、もう一つの文脈で協働が使われるのは、どちらかというと、行政

サイドのスクラップ&ビルドである。行政がやれることにはいろいろな意味で限界があるので、もっといろいろな形で民間に委ねたり、市民に委ねたりすれば、行政が初めから最後まで全てやるのではなく、コストを削減し、無駄を省きながら、効率よくやっていくことができる者が、その事業を担っていくことになる。トータルでどう描くかについては、いろいろな描き方があるが、側面ということからすると、そのあたりが「協働」には含まれている。

- やや抽象的であるが、公と私の役割、境界線が流動化している。以前は、「公共の事柄は国や役所がやるものである」というイメージが固まっていた。ところが今は、公共的な活動は、国や行政がやるというだけではなく、市民がもっと公共的な役割を担うことができると言われている。これを学問用語で言えば、「政治・行政的な公共性」に対して「市民的な公共性」と言われる。さまざまな担い手の方々が、いろいろな形で公共的な活動をつくり出している。そのような部分を膨らませていき、公だけ、私だけではなく、公私の間に「共」という概念を入れて、その間の部分を充実させていく。それが「協働」であるという人もいる。
- いずれにしても、境界線が流動化する中で、どこがどういうことを担っていった方が、最も課題解決につながるのか、効果的なのかといったことを、広い意味で捉えて「協働」と言っている部分もある。そのようなことをイメージしながら、「協働」ということをお考えいただきたい。
- 永長委員の発言の補足であるが、市として、平成 27 年に協働事業提案制度を設置する予定である。
- その内容はどんなものになるのか。
- 詳細は具体的にはまだ決まっていないが、市民の方のいろいろな提案をいただき、実際に実施できるものは極力実施していくという趣旨のものである。
- それは補助金事業か、それとも提案を受けて各方面の議論の俎上に載せていくというものか。
- 後者である。
- その取捨選択は、市が行うのか。
- 第三者を入れるかどうかについても、まだ具体的には決まっていないが、これまで市の考えだけで実施していたものを、市民の方の考えも取り入れながら、市が思いつかなかったことを市民の方から提案していただくこともあると思うので、随時取り入れていこうというものである。趣旨としては、市民の会のご提案と合うのではないかと考えている。
- 幅広く提案を募り、各方面で議論の俎上に載せ、揉まれていくようになれば、これは面白い制度になる。それ以外に、一般的にイメージされる協働事業提案制度は、補助金事業である。団体が提案し、第三者委員会によって採択された事業について、団体に対して一定額の補助金を支出

三浦委員

丸嶋委員

三浦委員

関谷会長

三浦委員

丸嶋委員

三浦委員

関谷会長

して活動を支援するものである。これは、市民の提案によって事業が行われていくというイメージである。

- 多くの自治体は、提案制度を、団体育成的にとらえているところがある。例えば、最初の三年間補助を出したら終わり、後は自立してやっていただきたいとしてしまう。「協働事業提案制度」というよりは、「市民活動初期支援制度」のような形で運営している自治体が圧倒的に多い。私は、それではだめだといつも申し上げている。初期支援はそれでいいが、どの自治体も次の策がない。3年や5年など、一定期間の支援を受けたところは、それで終わりになってしまい、どの自治体も提案できる団体はだいたい限りがあるので、提案したところが支援を受けられる年数を超えてしまうと、最初は提案団体の数が増えるが、自ずと減っていつてしまう。提案団体が減り始めたので、廃止しようと考えている自治体もある。それも含めて、どういう意味の提案制度なのかを考えておく必要がある。
- 市民の会の皆さんが「提案制度」とおっしゃる場合に、どこまで想定してお話されているのかも踏まえておきたい。
- 私は、この条文を読んでいて、どんなことを具体的にイメージしているのかがよくわからなかった。市民の会の皆さんに教えていただきたいが、第2項に「市は、市民活動団体や企業など多様な主体との協働についてのガイドラインを策定する」と、非常に具体的な表現で出てくる。地域でまちづくりのいろいろな課題について取り組む際には、それぞれ地域の状況によって変わってくる。そのときに、市が統一的なガイドラインをつくれるのか。具体的な活動テーマについて、どんな場面でも使えるようなガイドラインなどがあるのかというのが、大きな疑問としてある。具体的にどんなことをイメージしているのかが分からないと、この先の議論が進まないの、ご説明をいただきたい。
- ガイドラインという横文字になってしまっているが、行政と団体が何かを立ち上げようとなったときに、どこまで協力できるのかをお互いに文書で取り交わすという意味である。あまりにも行政が入り込んでしまって、本来のまちづくりにならないということになるといけないので、ガイドラインとは、行政と団体が何かを立ち上げるときの立場をきちんと明示するものであると考えている。金銭的なことや人力的なことを含めての取り決めをするということである。
- 今の説明を聞いて、ますます分からなくなった。一つ前の章の地域のまちづくりなどを念頭に置いて考えたときに、使い物にならないのではないかという気がする。行政サイドとして、「このようなものであれば、自分たちと協働してもよい」というだけの話だとすると、実際の場面で、地域の皆さんがまちづくりをしていくときには、あまり参考にならないのではないかというイメージを持った。

田中委員

河野委員

田中委員

- 問題の種類によって、企業や団体と行政当局の関係が入り組んで、行政の意向がかなり色濃く出る場面と、民間の意思が前面に出て、市はあくまでも資金源となる場合と、かなり差があると思う。どのくらいのページ数になるかわからないが、ガイドラインというのは難しいのではないか。必ず例外規定が出てきてしまう。そのようなものであれば、ここまで具体的に条文で書かなくてもいいのではないかと思う。
- 先ほどの提案制度の議論だが、私も昔、ある仕事をしていて、提案制度を担当しており、関谷会長がおっしゃっていた懸念が、如実に出てきた。当時、20年くらい前に、「補助金の使い途については基本的に監査しないので、団体で自由に使っていただいて結構、ただし3年間のみ」としたら、最初はたくさん手が挙がり、選ぶのに苦労したが、そのうちにどこもかしこも同じようなパターンが出てきて、先進的ではなくなり、採択するものがなくなってきてしまった。5年経ったら激減した。
- 私が今関係している社会福祉協議会の中でも、県から県社会福祉協議会を通して補助金が出るが、それも3年間である。その補助金が出る間は、事業を行う。私は一度、「今までのものと看板を掛け替えるだけであり、そんなことをしても仕方がないのではないか」と言ったことがあるが、「資金が枯渇してきたので、それをやればお金が入る。以前の組織体とは断絶した形になるので、中身はそのまま実施できるからいいではないか」ということになった。お金を出すから提案せよということになると、当座は良いが、長続きしない。自力でやっていくことができない。変な言い方をすれば、スタートラインのときに一定のお金が入ってくると、それは自分たちの描いていた財政計画のプラス部分のお金だと思っておらず、予算の中に含めてしまうので、それがなくなると、事業を縮小するかやめるかの二つに一つになってしまう。提案制度も、特に補助金を出すというものをやるのであれば、そのあたりが問題になってくると思う。
- 市のお金を全面的に使って動かしていき、数年経ったときに自立できるというタイムスケジュールのようなものが付いてこない、提案制度は成り立たない。市からお金が出るというだけで、みんな甘えてしまう。
- 「市が何かをやってくれないから、まちなかの商店街が振興しない」という声を聞くが、それは逆ではないか。自分たちがお金を出し合って、事業を何回かやってみせて、それなりの評価を得られているので、費用のいくらかを助成してほしいという提案の仕方をするのであれば、まだ長持ちするが、「お金をくれればやる」というのでは、提案制度の意味はないと思う。
- 横浜市で1999年3月に「横浜コード」というものをつくっている。「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針」というものであり、その中では、「対等の原則」「自主性尊重の原則」「自立化の原則」「相互

鈴木(弘)委員

理解の原則」「目的共有の原則」「公開の原則」という6つの原則が示されている。その6項目は、その後制定された横浜市の市民活動推進条例の中にも盛り込まれている。

- 他にもいろいろあると思うが、たまたま私が知っている横浜市の例を情報提供として申し上げた。
- その上で、私の質問だが、協働によるまちづくりの目的が、「市民、市及び議会は、地域内の様々な公共的課題を解決していくため」となっている。目的はこれでいいのかというのが疑問である。まちづくりと、地域内の公共的課題を解決するということがどう結び付くのか。まちづくりのある部分を指して協働と言っているのか。
- 先ほど市民自治ということで議論があったが、「市民参加のまちづくり」があって、「市民自治のまちづくり」があり、「市民協働によるまちづくり」がある。この3つのことが、同じレベルで議論されているので、分からなくなってしまった。
- 以前も申し上げたと思うが、行政が行政の責任において、ある意味では市民の意見を聞かず、やらなくてはならない行政上の事務があると思う。一方で、市民は、課題を市民自らの力で解決しなくてはならないときもある。「協働」は両方の中間のようになっていて、市民が企業や関係団体、行政などと混じり合っているようなゾーンで、3つの言葉の関係の中でいろいろ出てくるが、まちづくりというものが、どのように進められようとしているのか。それぞれが独立して出てくると、わかりづらいという印象を持った。
- 行政は行政の責任でやらなくてはならないことがあるし、市民も行政の助けを得なくてもやらなくてはならないこともある。協働で取り組まなくてはならないこともある。そのようなカテゴリー（範疇）の中で、この条例がどのあたりに重点を置いているのか。あるいは、包括するものなのか。全体像が少しわかりづらいような気がするので、関谷会長の方で補足していただければと思う。
- 先ほど関谷会長がおっしゃったように、主人公は市民だと思う。市民のことは、市民がやるというのが大前提である。そこでできないものを、代表として議員を選び、意見を言ってもらい、行政にやってもらうなど、ある意味では、市民がやらせる立場である。
- だが、そうになっていないのが現実である。そこで、協働というスタンスをとっていかうということで、私は捉えている。
- 市は、住むことや子育て、教育、労働、遊ぶ、趣味、休み、癒しなどの生活の場である。そのような点で、人々ができるだけ満足できる環境をつくっていくということが、趣旨だと思う。
- そのためにもどうしたらいいかということで、みんなが協力していく上では、まず知らなくてはならない。「情報の共有」である。みんなが意見

犬飼委員

を出すことができることが大事であり、それが「市民参加」である。その上に立って、お互いに協力していこうというのが、今回提案されている「まちづくり条例」である。

- 本来は、主人公は市民であり、「市民自治」が大原則である。現状、なかなかそこまで至っていない私たちとしては、対等な立場で、みんなが力を出し合ってやっていこうということである。まちづくりは、私たちが生まれてから死ぬまで、それぞれの幸福を実現するためにどうしたらいいか、みんなで考えようということである。
- 数年前、自治会長連合会で茨城県神栖市に視察に行った。公民館で行政や自治会の話聞いたが、そのときにいただいた資料に、まちづくりについて「協働」という言葉を使っていた記憶がある。
- 先ほど横浜コードの話があったが、いただいた資料にも、そのような内容や、いろいろな団体の活動内容がたくさん書かれていた。「こんなにまちづくりに参加している団体が多いのか」という印象を受けた。
- 特に、子育てについては、支援する団体が多かった。結果的に見ると、最近のニュースで、「子育てがしやすい」という理由で銚子市から神栖市に人口が移っていると報じられている。そのようなことを考えると、あれは市民の中から自然発生的に生まれてきたものであり、行政が提案して協働とはこのようなものだという条件づくり、市民へのPRをしておき、市民が協力して、結果的に住民が集まってきたのだと思う。
- 市が主導し、それに市民が知恵をいろいろ貼り付けて、行動していくという場面もあっていい。協働という言葉が市民にとってなじめないものであるから、啓もうしていくと同時に、どうすれば協働なのかという場面も、市の主導もあり、住民同士もあり、トータルで考えるということが、条文には書かないとしても、必要だと思う。
- とりわけ言いたいのは、市民の皆さんは協働ということをほとんど知らないということ。難しいものだと考えているということである。
- 「協働」ということをなかなかイメージしづらいと思うので、次回、「協働」とはどういうことなのか、簡単に整理したものを、資料として準備させていただきたい。
- 「ガイドライン」についても、「横浜コード」から始まり、協働に力を入れている自治体は、原則や考え方を「指針」や「ガイドライン」、計画書など、いろいろな形で打ち出している。
- よくうたわれているのは、市民の領域、行政の領域を明示し、その間に3段階や5段階に分かれて、多少行政主導でやる部分や市民主導でやる部分の領域があり、その間の部分が「協働」であるから、連携してやっていくというものである。
- 私は、それは物事の半分しか言い当てていないと思う。その領域を誰がやるのかということ、誰が決めているのか。どの自治体を見ても、「誰

丸嶋委員

関谷会長

が決める」という主語が書かれていない。なぜならば、暗黙の了解として、それは行政が決めているからである。行政が、「ここは自分たちの領域であるから、責任を持ってやる」、「ここは市民の領域だから、市民の皆さんでやっていただきたい」というように、全部決めてしまっているのが一般的なパターンである。個人的には、それは協働の考え方からすると、間違っていると思う。

- この協働の章の検討に入った際に申し上げた二つの柱のうち、「行政のスクラップ&ビルド」、すなわち行政が単独でできなくなっているのに、市民や民間に委ねるといふ文脈で、ガイドラインというものがでてきた。あくまでも行政がある程度領域を仕切り、市民の皆さんに「ここまでの範囲の中で活動していただきたい」と委ねていくというのが、世の中で「協働」として受け止められている大半のイメージ、パターンである。それは、協働の半面である。
- もう半面は、提案制度に象徴されるように、市民の自主性に任せ、市民が提案したことと行政が色々なやり取りをしながら、連携・役割分担をしていくもの。それは、場合によっては、市民主導でやることができる部分がたくさんある。そのような側面と両方がある初めて、協働のトータルなイメージを描くことができるはずであるが、なぜか今申し上げた前者、行政主導で動いているのが実情である。
- これには、今ご指摘いただいたように、行政が音頭を取って始めたという文脈もある。「新しい公共」は、中央省庁が使い始めた言葉で、国交省が初めて使った。行政の都合で動いている部分もあり、行政サイドに立てば、そのような形でどんどんスクラップ&ビルドをしていかないと、もたない部分もあるので、否定するつもりはない。ただ、それだけだということになってしまうと、「協働」という考え方から少しずれていってしまう。両側面があるということは、イメージとして持っておいていただきたい。
- 次回は、先ほど申し上げた二つの柱で、「協働」という考え方をもう少し整理させていただきたい。「協働」は、あくまでも手法である。行政のスクラップ&ビルドの文脈で、例えば、指定管理者制度、アウトソーシング（外注）、PPP（公民連携）など、協働にはいろいろな手法がある。それは、民間活力を生かして事業を進めていくというものである。
- 他方、提案制度に象徴されるように、市民の自主性、アイデア、実行力を生かしていくという仕組みがあり、地域単位の協議会づくりは、その手法の一環でもある。市民主導でいろいろなことをやっていく仕組みも、たくさんある。そのあたりをどう交通整理して、この条例に盛り込むのか。おそらくいろいろな描き方があると思うので、それも含めて、次回確認させていただきたい。
- 私のイメージをもう一つだけ申し上げておくと、協働はあくまでも手法

であり、その手法は政策の問題である。政策論につながっていかなくてはいけない。

- 提案制度一つをとっても、提案し、最初は団体育成的な部分で進めていったとしても、その先の策がどの自治体にもないので、だいたいそこで足踏みしてしまう。例えば、提案制度を使いながら、一定の実績を挙げた団体について、団体育成という枠組みではなく、市とその実績を挙げた団体がパートナーシップ協定を結び、事業を別立てで実施するといったような発展させるような動きがどんどん出てくれば、これこそが本当の意味での「協働」になる。それは、単なる支援制度ではなく、文字どおり、政策をいっしょに考え、役割分担をしながら、担っていくという、まさに政策としての「協働」である。そのような方向にどんどん発展していけば、「協働」というものがどんどん膨らんでいくはずであるが、なかなかそうはならず、多くの自治体では団体支援の枠にとどまってしまう。
- 茂原市で、もし「協働」ということに力を入れて、そのような方向にひらかれていけば、行政のスクラップ&ビルドという側面と、市民の自主性という部分が、文字どおり結びつき、事業を進めるということになる。
- 協働について、今日の時点で確認しておきたいことや、次回までに準備する必要な資料などがあるか。
- 感想であるが、協働など、他の自治体の事例がたくさん出てくる。形だけでは分かったような気もするが、実際にそこまで至るまでの熱意や職員、関係団体の動きや悩みなどが全く伝わってこない。そのあたりを知ること、茂原市でできること・できないことの方角付けが自ずと出てくると思う。事例を知らずして、議論しているような気がする。可能であれば、市で代表者を先進的なところに派遣して、聞いてきた熱意などを伝えてもらいたい。あまりにも抽象的な話で、我々が実際経験したこともないことばかりであるので、一歩でも進んでいるところに行き、身体で感じてくるというのは、茂原市の条例が一歩二歩進むための原動力になると思う。
- なかなか現場まで行ってというのは難しいと思うが、ある程度事例を集めたり、イメージを喚起したりする材料は得られると思う。事務局としてはいかがか。
- 今お話いただいたようなことを踏まえて、近隣で実際に協働事業を行っている自治体もあるので、そちらにお話を伺いに行くなど、次回までに、何らかの形で委員各位に提示させていただきたい。
- 協働とは、文字どおり多様な主体と行政、議会が連携していくこと。議会との連携は、実はあまりうたわれないが、論理上はある。そのあたりについては、議会の章で改めて議論できればと思うが、行政との協働ということ言えば、行政と多様な主体が連携・協力するというのが基本

丸嶋委員

関谷会長

事務局(企画
政策課主査)

関谷会長

的な概念イメージである。その文脈の中で、それぞれの立場に立って、協働とはどういうことなのか、どんな意義ややりがいがあるのか、逆にどんな壁があるのかが、情報としてあぶり出されてくると、だいぶイメージが湧くと思う。自治会、NPO、民間企業の立場など、それぞれいろいろな協働事業が織り成されている。そのあたりの事例などを、可能な範囲で次回までに準備できればと思う。

- 次回は、協働の部分に時間を費やすことになると思うが、その後の議論の展開いかんによっては、議会の章に入ってまいりたい。議会の章は順番どおりということによろしいか。

鈴木(敏)委員

- はい。

関谷会長

- それでは、提言書の順番どおり進めたい。どこまで進められるかは議論いかんであるが、そのように進めてまいりたい。

事務局(企画政策課主査)

- 次回は9月25日(木)に第9回会議を開催したい。会場については、この502会議室ではなく、市民室になるので、ご注意いただきたい。